

○中央省庁等改革に伴う厚生労働省設置法等の施行について

(平成一二年一二月二七日)

(医薬発第一三一七号・生衛発第一八八三号)

(各都道府県知事あて厚生省生活衛生局長・厚生省医薬安全局長通知)

中央省庁等改革に伴い、別紙一に掲げる「厚生労働省設置法」(平成一二年法律第九七号)等の法令がそれぞれ公布された。

これらは、平成一三年一月六日から施行されることとなるが、医薬安全局及び生活衛生局関係の組織再編、中央薬事審議会及び食品衛生調査会の整理合理化並びに薬事法(昭和三五年法律第一四五号)等の医薬安全局所管作用法令及び食品衛生法(昭和二二年法律第二三三号)等の生活衛生局所管法令の改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾なきようお願いする。

なお、同旨の通知を別記の長あてに発出しているので申し添える。

記

第一 組織関係

一 医薬局の組織及び所掌事務

(一) 医薬局及び医薬局食品保健部の設置

行政目的、行政手法等の共通性等を勘案し、医薬品を所管する医薬安全局と生活衛生局のうち食品保健及び化学物質を所管する部門とを合わせて、「医薬局」として統合し、医薬局に「食品保健部」を置くこととしたこと。

(二) 各課の所掌事務

各課の所掌事務、新旧組織の違いについては、別紙二及び別紙三に示すとおりである。今回の改正の大きな点は以下のとおり。

① 監視指導・麻薬対策課

旧医薬安全局監視指導課と同局麻薬課を統合し、監視指導・麻薬対策課としたこと。

② 化学物質安全対策室

医薬局審査管理課に化学物質安全対策室を置き、旧生活衛生局企画課生活化学安全対策室の業務を行うとともに、毒物及び劇物の取締りのうち旧医薬安全局安全対策課の業務を行うこととしたこと。

③ 食品保健部各課

旧生活衛生局食品保健課、乳肉衛生課及び食品化学課を機能別に再編成し、食品保健部に企画課、基準課及び監視安全課を置くこととしたこと。

二 検疫所

厚生労働省に施設等機関として検疫所を置くこととし、引き続き検疫業務を行うこととしたこと。具体的な内部組織等については厚生労働省組織規則(平成一二年中央省庁等改革推進本部令第四五号)に規定したこと。

三 地方支分部局の組織及び所掌事務

(一) 地方厚生局等の設置

厚生労働省に七つの地方厚生局(北海道厚生局、東北厚生局、関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局)、一つの地方厚生支局(四国厚生支局)及び一つの地方麻薬取締支所(九州厚生局沖縄麻薬取締支所)を置いたこと。

(二) 薬事監視業務等

地方厚生局に上席薬事監視専門官及び薬事監視専門官並びに上席医療監視専門官及び医療監視専門官を置き、医薬品・医療用具の製造業の許可、毒物又は劇物の製造業の登録、薬事監視、医療機関への立入検査等の事務を行うこととしたこと。

(三) 麻薬等の取締り業務

旧地区麻薬取締官事務所の業務を地方厚生局及び地方厚生支局の麻薬取締部において行い、旧九州地区麻薬取締官事務所沖縄支所の業務を九州厚生局沖縄麻薬取締支所において行うこととしたこと。

なお、麻薬及び向精神薬取締法第五条第五項に規定する罪の捜査に関する事務については、厚生労働省事務処理規程(仮称)において、厚生労働大臣の指揮命令を受けて、麻薬取締部長が行うこととしている。

四 薬事・食品衛生審議会

(一) 審議会の整理合理化

「中央薬事審議会」と「食品衛生調査会」を統合して、新たに法施行型の「薬事・食品衛生審議会」を設置することとし、必要的付議事項については、各法令に個別に規定したこと(これに伴い、「中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律」(平成一二年法律第一〇二号)により薬事法第三条及び食品衛生法第五条を「削除」としている。)。具体的な付議事項については別紙四のとおりである。

(二) 薬事・食品衛生審議会令

厚生労働省設置法に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務等に関し必要な事項については、「薬事・食品衛生審議会令」で定めたこと。

第二 作用法令の改正

一 省庁名、大臣名等についての所要の改正

中央省庁等改革関連法により、中央省庁が再編され、省庁名、大臣名等が改められたことに伴い、薬事法、食品衛生法等の所管法令(法律、政令、省令及び告示)中の「厚生省」、「厚生大臣」等の用語を「厚生労働省」、「厚生労働大臣」等の用語に改めるなどの整備を行ったこと(被改正法令の一覧及び概要については別紙五参照)。

二 地方厚生局長等への権限の委任について

- (一) 薬事法、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法、食品衛生法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、薬事法施行令、毒物及び劇物取締法施行令及び製菓衛生師法施行令に規定する厚生労働大臣の権限について、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長及び地方厚生支局長(麻薬四法については、並びに地方麻薬取締支所の長)に委任することができる旨の規定を各法令に設けたこと。
- (二) (一)の規定を受け、委任する具体的な権限については、「中央省庁等改革のための健康保険法施行規則等の一部を改正する等の省令」及び「大麻取締法第二条の五の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令」により、薬事法施行規則(昭和三六年厚生省令第一号)等の各厚生労働省令に規定したこと(地方厚生局長等に委任する具体的な厚生労働大臣の権限については別紙六参照)。

第三 その他

一 既存の通知の取扱いについて

- (一) 既存の通知等については、別途の通知等が発出されない限り、厚生労働省等の設置に対応した省名、大臣名等の改正等を行わなくとも、「厚生省」とあるのは「厚生労働省」と、「厚生大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるなど、必要な読替えを行った上で、引き続き適用されるものであること。
- (二) 再編前に発翰された医薬安全局並びに生活衛生局(化学物質及び食品保健部門)内各職による通達は、再編後に当該通達に係る事務を所管する職の発翰による通達とみなすこと。
- (三) 所管の通知等については、厚生労働省等の設置以外に改正等を行う契機が生じた時点で、厚生労働省等の設置に対応した省名、大臣名等の改正等も併せて行う予定であること。

二 省への送付文書について

平成一三年一月六日以降に当省に送付される申請書、報告書等の送付先については、当該申請書、報告書等に係る事務を所管する課室とされたい。従来医薬安全局安全対策課に送付されていたもののうち、毒物及び劇物の取締りに関するものについては、医薬局審査管理課化学物質安全対策室へ送付することとなるので、特に留意されたい。

三 このほかの中央省庁等改革に伴う通知について

本通知のほか、個別の業務についての中央省庁等改革に伴う具体的な改正及び変更に関する通知として、以下の通知を既に発出しているところである。これらのほかにも必要があれば順次発出することとしているので、それぞれ運用に遺憾なきよう御配慮をお願いする。

- ・医薬品等輸入監視協力方依頼について(平成一二年一二月一五日薬発第一一三四号)
- ・地方厚生局の設置に伴う毒物及び劇物製造業及び輸入業の登録等の事務について(平成一二年一二月八日医薬安第一五八号)
- ・麻薬向精神薬原料の輸出入監視協力方依頼について(平成一二年一二月一四日)
- ・船用品として外国から搬入される麻薬、大麻、覚せい剤、向精神薬及び覚せい剤原料の取扱いについて(平成一二年一二月一四日薬発一二四一号)